

令和7年12月10日
デジタル庁（AI 実装総括担当）

共通化候補に対するデジタル庁の取組計画（案）
(中間報告)

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス <デジタル庁（総務省）>

【デジタル庁の取組方針】

現在、多くの地方自治体において、行政の担い手不足が急速に深刻化しており、人口減少下において、これまでの公共サービスを維持・強化するためには、従来の業務の進め方では限界があり、AI の活用が求められている。このような現状に鑑み、デジタル庁では、「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく令和7年度補正予算の成立後、次の事業を展開することを検討している。

○生成 AI 用の行政共通データの整備及び地方自治体に対する生成 AI 機能の提供

デジタル庁において、AI 用の大規模データセットとして、官報 79 年 10 か月分（昭和 22 年 5 月 3 日～令和 9 年 2 月 28 日）、法令、白書等の収集を令和 8 年度（2026 年度）に行う予定である。

その上で、収集したデータセットの一部については、知的財産権等にも配慮しながら、地方自治体に対して、検索・整理・分析を行うことができる生成 AI の機能を試験的に提供することを構想しており、令和 8 年度（2026 年度）から令和 9 年度（2027 年度）にかけて、各地方自治体のシステム環境等を踏まえた提供方法を含め、本機能の具体的な仕組みについて、開発・検証する予定である。

なお、デジタル庁から生成 AI 機能を試験的に提供する際には、地方自治体の各システム環境や入力する検索ワード（プロンプト）に関するセキュリティの確保については、各地方自治体がそれぞれのセキュリティポリシーに基づく措置が求められる。また、官報等の大規模データセットの維持・更新のためにデジタル庁において経費が発生する場合は、本機能提供を希望する地方自治体等の利用者側で必要な経費の一部を負担することも考えられる。

—以上—